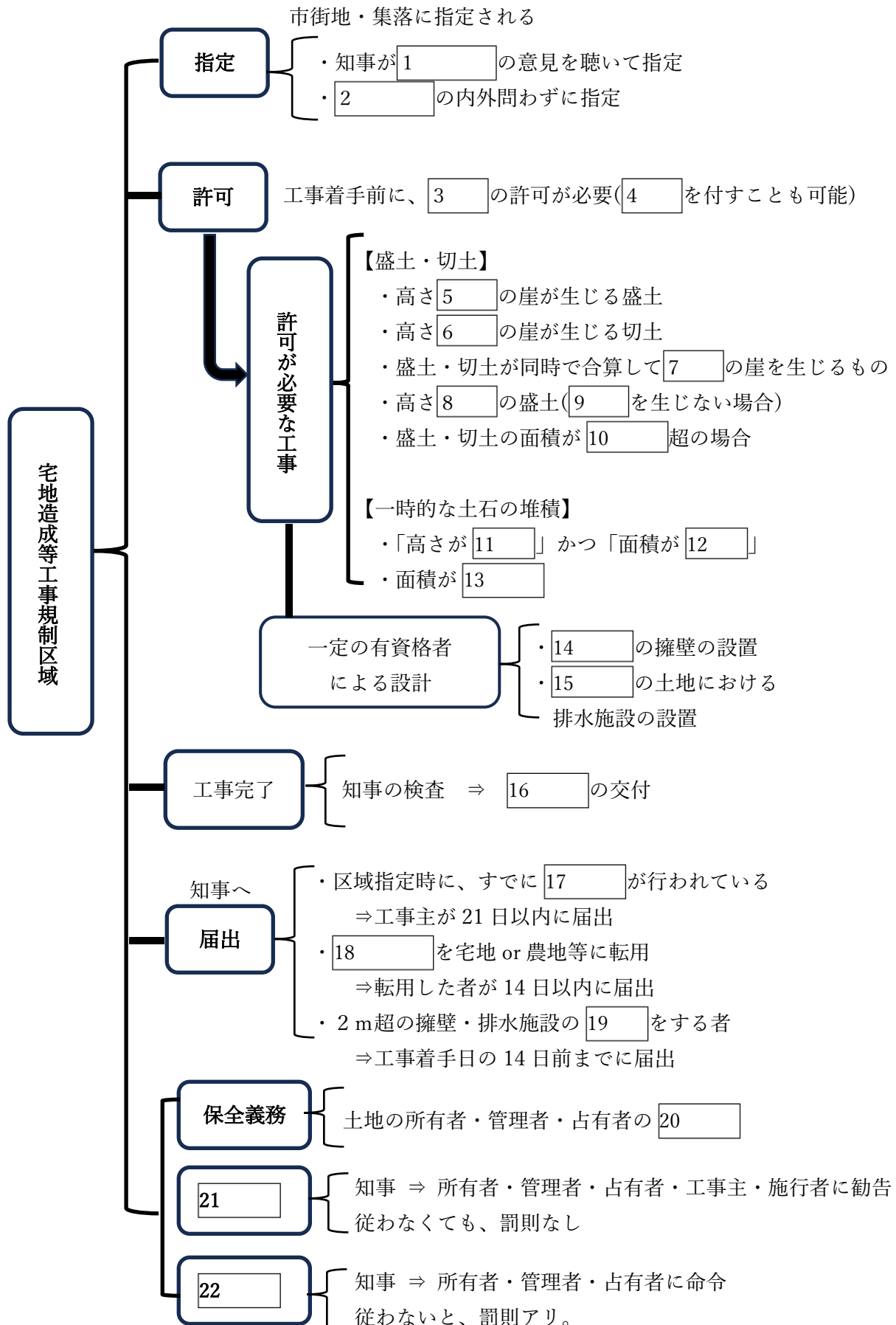
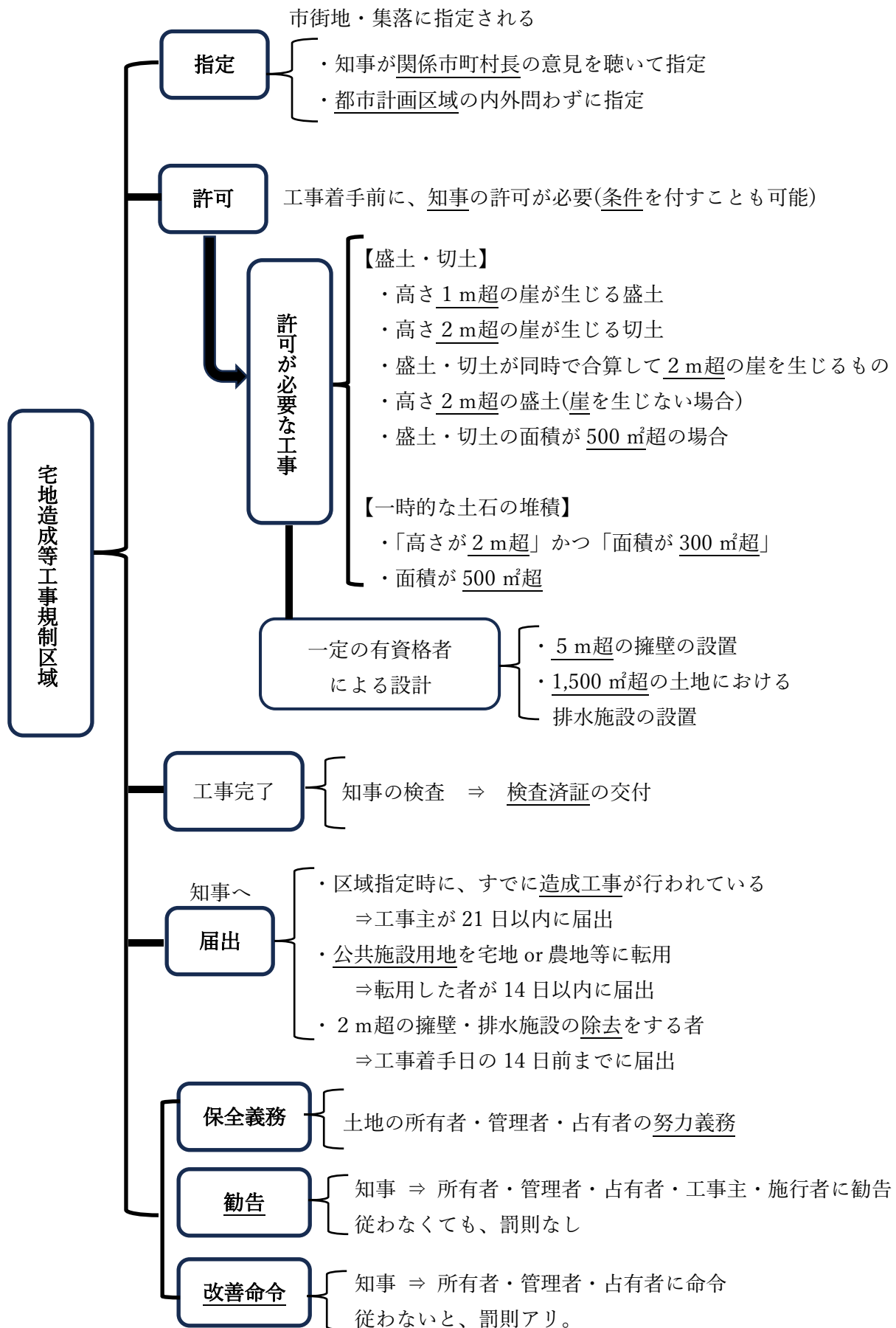


第6章 盛土規制法

問1. 宅地造成等工事規制区域について、以下の空欄を埋めよ。



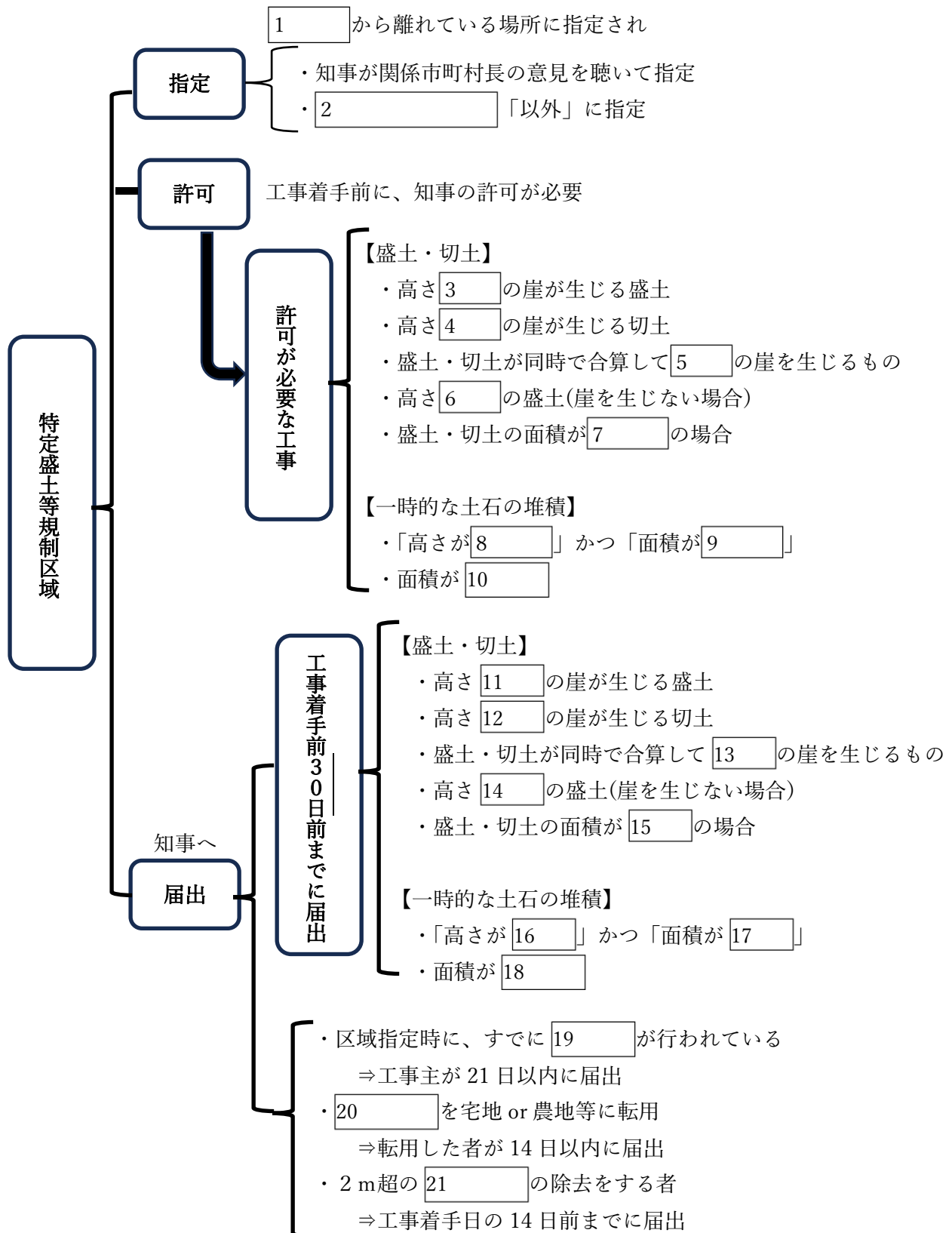
【解答1】宅地造成等工事規制区域



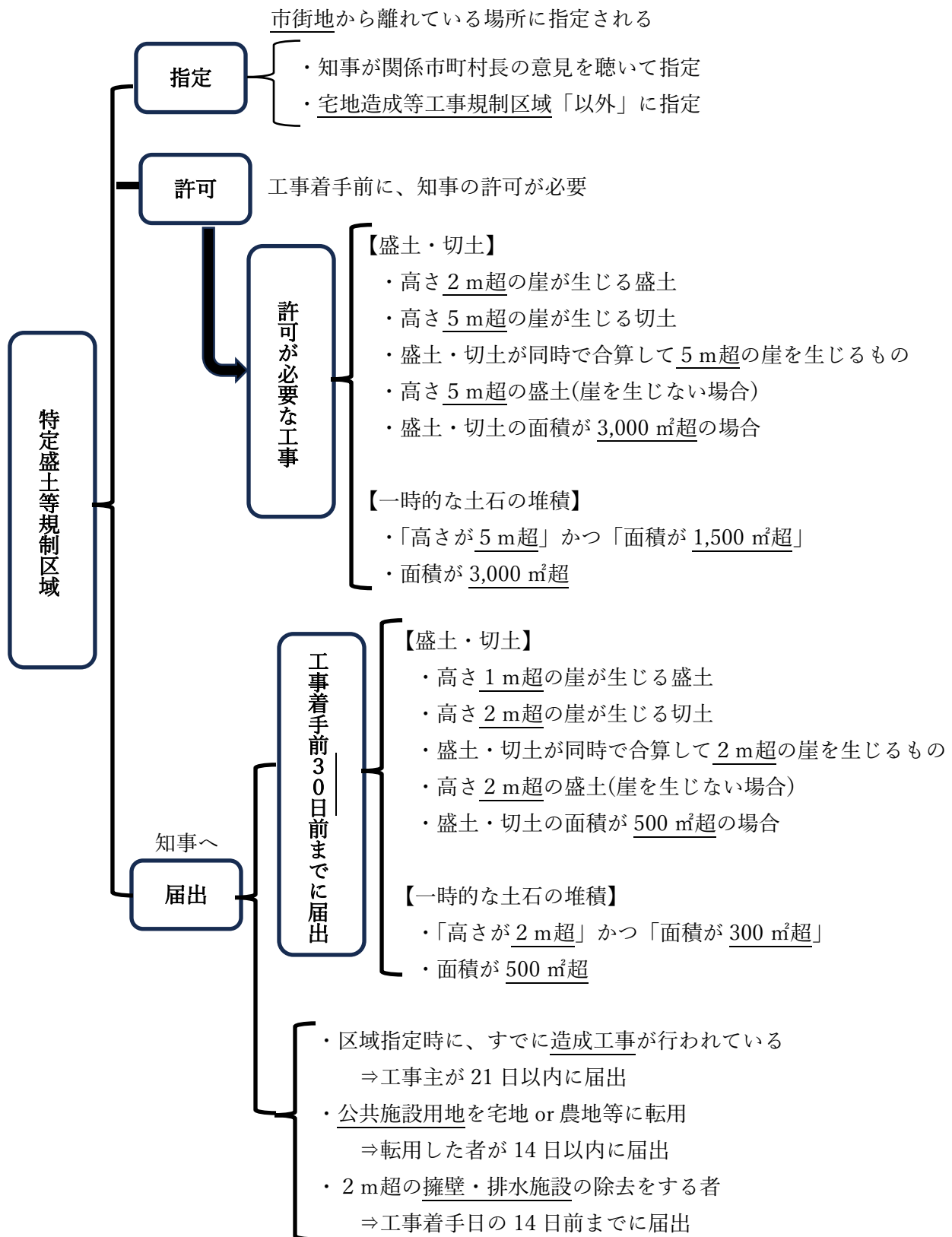
【思い出す】解答を見ずに以下の内容を説明せよ。

1. 宅地造成等工事規制区域で知事の「許可」、「届出」が必要となる場合をそれぞれ挙げよ

問2. 特定盛土等規制区域について、以下の空欄を埋めよ。



【解答 2】特定盛土等規制区域



【思い出す】 解答を見ずに以下の内容を説明せよ。

1. 特定盛土等規制区域で知事の「許可」が必要となる場合を挙げよ
2. 特定盛土等規制区域で知事への「届出」が必要となる場合を挙げよ。
2. 特定盛土等規制区域はどのような場所に指定されるか。

問3. 造成宅地防災区域について、以下の空欄を埋めよ。

- 造成宅地防災区域は、すでに造成されている宅地で、土砂災害の危険性が高い地域に指定されるので、の外に指定される。
- の設置など、災害防止のための必要な措置を講ずることによって造成宅地防災区域を指定する理由がなくなった場合、はその指定を解除することができる。
- 造成宅地防災区域内の宅地の・・は、災害が生じないように、その宅地について擁壁・排水施設等の設置など必要な措置を講ずるよう.
- は、造成宅地の所有者・管理者・占有者に対して、災害防止のため必要があると認める場合、それらの者に対して勧告や改善命令をすることができる。

【解答3】造成宅地防災区域

- 造成宅地防災区域は、すでに造成されている宅地で、土砂災害の危険性が高い地域に指定されるので、宅地造成等工事規制区域の外に指定される。
- 擁壁・排水施設の設置など、災害防止のための必要な措置を講ずることで造成宅地防災区域を指定する理由がなくなった場合、都道府県知事はその指定を解除することができる。
- 造成宅地防災区域内の宅地の所有者・管理者・占有者は、災害が生じないように、その宅地について擁壁・排水施設等の設置など必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 都道府県知事は、造成宅地の所有者・管理者・占有者に対して、災害防止のため必要があると認める場合、それらの者に対して勧告や改善命令をすることができる。